

東金市マスコットキャラクター「とっちー」着ぐるみ貸出要領

平成27年11月12日制定

平成28年 9月28日改正

平成29年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、東金市のマスコットキャラクター「とっちー」が市をPRするキャラクターとして活動するにあたり、市が所有する「とっちー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象行事)

第2条 着ぐるみの貸出しの対象行事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市が主催又は共催する行事
- (2) 市内の自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が主催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 市内の民間企業等の団体が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の魅力の発信に資する行事など、市が公益的観点から適当と判断できる行事

(使用の申請)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「申請者」という。）は、着ぐるみ借受申請書（別記第1号様式）に記入の上、必要書類を添えて市企画政策部企画課長（以下「管理者」という。）に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請の受付は、着ぐるみの借受けを希望する期間の初日の6ヶ月前から3日前までとする。ただし、前条第1号に定める者が申請する場合は、この限りでない。

3 第1項の申請は、原則として先着順により受け付けるものとする。

(使用の承認)

第4条 管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 借受けを希望する行事が、第2条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 市の信用若しくは品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) マスコットキャラクター「とっちー」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が着ぐるみの貸出しについて不適当であると認める

とき。

2 管理者は、前項の規定により、着ぐるみの使用を承認したときは、着ぐるみ使用承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 管理者は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 管理者は、着ぐるみの使用の承認をしないときは、着ぐるみ使用不承認通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（貸出方法）

第5条 着ぐるみは、管理者から直接借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は、着ぐるみを借り受けるもの（以下「借受者」という。）が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は、借受者の負担とする。

（貸出期間）

第6条 貸出期間は、原則として3日以内とする。

（貸出料）

第7条 貸出料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみの返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別に定める注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 第4条第3項の規定による条件が付された場合は、これに従って使用すること。

（使用の承認の取消し）

第9条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しない。この場合、借受者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

（原状回復）

第10条 借受期間中の着ぐるみの汚損は、すべて借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（市の責任）

第11条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、市は、一切その責めを負わない。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。